

介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業 契約書

様



イズモ株式会社

パルモコミュニティ リハプライド 助信

令和6年10月1日現在

第1号通所事業サービス契約書

様（以下、「利用者」）とイズモ株式会社（以下、「事業者」）とは、介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業のサービスの利用（目的）に関して、次のとおり契約を締結しました。

事業者は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し利用者が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業のサービスを提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

- 1、この契約の契約期間は契約締結日から利用者の要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2、前項の規定にかかわらず、介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者としてサービスを受ける場合にあつては、利用者の第1号通所事業サービス計画に基づく期間とします。
- 3、契約満了日までに利用者から契約終了の申し出がないとき、契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。

（契約内容の変更、契約の解約、契約の満了、契約の解除）

この契約内容の変更、契約の解約、契約の満了、契約の解除については次のとおりです。

<1>契約内容の変更

①利用料等の変更

ア 事業者はこの契約に定める内容のうち利用料の変更（増額又は減額）を行おうとする場合には重要事項説明書の一部を変更する文書を作成し、利用料等の変更予定日から1ヶ月以上の期間において利用者にもその内容を確認するものとします。

イ 利用者が利用料等の変更を承諾する場合にはこの契約の一部変更契約を事業者と締結します。

ウ 利用者は利用料等の変更を承諾しない場合にはその旨を事業者にも文書で通知することで、この契約を解除することができます。

②利用サービス内容の変更

ア 利用者はいつでもサービス内容を変更するよう申し出ることができます。事業者は利用者からの申し出があった場合変更を拒む正当な理由がない限り、関係機関と連携し速やかにサービス内容を変更します。

イ サービス内容を変更した場合、利用者と事業者とは変更後のサービス内容について記載した利用サービス変更合意書を交わします。

<2>契約の解約

①利用者は事業者に対していつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には1ヶ月以上の予告期間をもって届けるものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

②利用者は次の各号に事業者が該当する場合は直ちに契約を解除することができます。

ア 事業者又はサービス担当者が正当な理由なく、介護保険法関係法令及び本契約に定めた事

項を遵守せずにサービス提供を怠ったとき。

イ 事業者又はサービス担当者が守秘義務に違反したとき。

ウ 事業者が破産等、事業を継続する見通しが困難になったとき。

エ 事業者が利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱するような行為を行ったとき。

＜3＞契約の満了

次のいずれかに該当する場合はこの契約は満了します。

ア 利用者が死亡したとき。

イ 利用者から解約の意思表示がなされ予告期間が満了したとき

ウ 事業者から契約の解除の意思表示がなされ予告期間が満了したとき

エ 利用者が介護保険施設に入所したとき。

オ 利用者が医療機関に入院したとき。

カ 利用者の要介護状態区分が、要介護と認定された場合

キ 利用者の要介護状態区分が自立と認定された場合(事業対象者となった場合を除く)

1ヶ月以上サービスを中止されている場合は、ご連絡の上契約を継続するかご確認させていただきます。継続が不可能な場合は契約を満了とさせていただきますのでご了承ください。

＜4＞契約の解除

①事業者は事業規模の縮小、事業者の休廃止等この契約に基づくサービスの提供が困難になるなどのやむをえない事情がある場合には利用者に対してこの契約の解除を予定する日から1ヶ月以上の期間において利用者に解除理由を示した文書を通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、次の場合には1ヶ月以上の事前申し出の期間なしにこの契約を解除することができます。

ア 利用者がこの契約に定める利用料等の支払いを2ヶ月以上遅滞し、文書による利用料等の支払い催告を行ったにもかかわらず、催告の日から14日以内にその支払いがなかった場合。

イ 利用者又はその家族等が事業者やサービス担当者に対してこの契約を継続しがたいほどの不信行為を行った場合。

②事業者は前項によりこの契約を解除する場合はこのサービス提供を調整した介護予防支援事業所又は利用者が住所を有する区市町村と協議し、必要な措置をとります。

(介護予防サービス計画作成前のサービス提供について)

震災等により緊急での受け入れが必要と判断された場合はサービス計画書が作成される前であっても緊急に必要なサービスを提供致します。

(要支援認定前又は事業対象者該当前にサービス提供を行う場合について)

要支援認定前又は事業対象者該当前にサービスを提供する場合は、認定後又は該当後に提供するサービス内容を見直し、契約継続の意思確認を行います。また、自立又は非該当と判定された場合には利用料は全額利用者自己負担となり、契約継続の意思確認を行います。

(相談窓口と苦情相談について)

重要事項説明書に記載したとおりを契約内容とします。

(秘密の保持と個人情報の保護について)

重要事項説明書に記載したとおりを契約内容とします。

(契約外条項)

本契約に定めのない事項については介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

(利用料について)

重要事項説明書に記載したとおりを契約内容とします。

(送迎について)

利用者が通所に際し、自己における送迎を行う場合は、万一事故に遭遇しても、事業者は一切の責任を負いません。

上記の契約を証するため、本書2通作成し、利用者、事業者が記名のうえ、各自1通を保有するものとします。

事業者名：イズモ株式会社
代表取締役 鈴木 悦也
事業者所在地：〒432-8017 静岡県浜松市中央区三組町185番地の1
事業所名称：パールモコミュニティ リハブライド 助信

利用者	住所	氏名
利用者家族	住所	氏名
		(続柄)
法定代理人	住所	氏名
		職名

契約締結日 令和 年 月 日